

社会保険ひろしま

第14号

- 子育て支援制度の各種手続きについて（概要）
- あなたの年金 簡単便利な「ねんきんネット」で
- 令和3年度インセンティブ制度の実績について
- 協会けんぽ広島支部の保険料率は令和5年3月分（4月分納付）から変更されます
- 「生活習慣病予防検診」がさらにお得になります！
- 社会保険労務士会からのお知らせ
- 社会保険協会からのお知らせ

4
2023
令和5年



広島城

日本年金機構からのお知らせ

子育て支援制度の各種手続きについて(概要)

社会保険制度には子育て支援のため、産前産後期間・育児休業期間中の保険料免除制度や、休業期間終了後に標準報酬月額が改定される制度がございます。概要については以下のとおりです。

● 休業期間中の保険料の免除措置

産前産後休業期間中の保険料免除

<概要>

産前産後休業期間中（産前42日（多胎妊娠の場合は98日）、産後56日のうち、妊娠または出産を理由として労務に従事しなかった期間）の保険料が免除。

<届書等>

「産前産後休業取得者申出書」

<注意点>

- ・産前産後休業期間中又は産前産後期間終了日から起算して1月以内の期間に申出が必要。
- ・役員の方も被保険者であれば申出可。

育児休業期間中の保険料免除

<概要>

育児・介護休業法に基づく育児休業制度を利用する場合（3歳未満の子を養育する場合）には保険料が免除。

<届書等>

「育児休業等取得者申出書」

<注意点>

- ・育児休業等期間中又は育児休業等期間終了日から起算して1月以内の期間に申出が必要。
- ・役員の方で育児休業制度を利用できない場合は、被保険者であっても申出不可。

● 休業期間終了後の標準報酬月額の改定

産前産後休業終了後の改定

<概要>

産前産後休業の終了後に報酬が下がった場合など、終了後の3カ月間の報酬額をもとに、新しい標準報酬月額を決定し、その翌月から改定。

<届書等>

「産前産後休業終了時報酬月額変更届」

<注意点>

- ・産前産後休業終了日の翌日に引き続いて育児休業を開始した場合は届出不可。

育児休業終了後の改定

<概要>

育児休業の終了日に3歳未満の子を養育していて報酬が下がった場合など、終了後の3カ月間の報酬額をもとに、新しい標準報酬月額を決定し、その翌月から改定。

<届書等>

「育児休業等終了時報酬月額変更届」

<注意点>

- ・育児休業終了日の翌日に引き続いて産前産後休業を開始した場合は届出不可。

● 標準報酬月額の特例措置（厚生年金保険のみ）

養育期間中の標準報酬月額の特例措置（みなし措置）

<概要>

3歳未満の子の養育期間中の標準報酬月額が養育開始月の前月の標準報酬月額を下回る場合は、年金額の計算において従前の標準報酬月額を養育期間中の標準報酬月額とみなす。

<届書等>

「養育期間標準報酬月額特例申出書」

<注意点>

保険料負担、健康保険の給付は、実際の標準報酬月額にもとづいて計算。

全国健康保険協会からのお知らせ
協会けんぽ

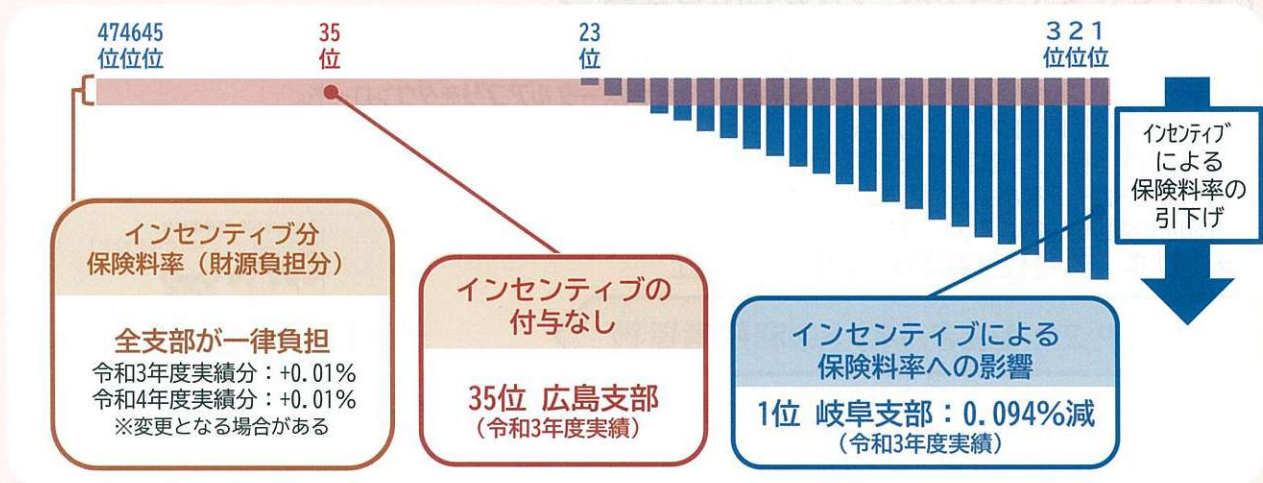
令和3年度 インセンティブ制度の実績について

- 事業主・加入者の皆様が取り組む健康増進や医療費適正化に係る5つの評価指標に基づいて、評価結果（成績）が上位23位以内（※令和4年度実績からは15位以内）に入った場合に報奨金（インセンティブ）が与えられ、健康保険料率の引下げにつながる制度です。
- 令和3年度実績では、広島支部は総合35位となり、残念ながらインセンティブの付与はありませんでした。

■ 得点ランクによる保険料率引下げのイメージ

令和3年度 実績

⇒令和5年度 保険料率に反映



■ 加入者・事業主の皆様に取り組んでいただきたい5つのお願い



1 特定健診などの受診

R3年度順位 32位 ↓
協会けんぽの健診を年に1回必ず受診しましょう。

2 特定保健指導の利用

R3年度順位 28位 ↑
生活習慣の改善が必要と判定された場合、保健指導を受けましょう。

3 生活習慣の改善

R3年度順位 31位 ↑
保健指導を受け、生活習慣の改善を図りましょう。

4 医療機関の受診

R3年度順位 21位 ↑
要治療または要再検査と判定されたら医療機関を早期に受診しましょう。

5 ジェネリック医薬品の使用

R3年度順位 39位 ↓
お薬が処方される際には、ジェネリック医薬品を積極的に選択しましょう。

■ よくあるご質問

- Q 実績は事業所別に評価されますか？
A 事業所ごとではなく支部（都道府県）ごとに評価され保険料率が決定されます。広島支部にご加入の一人ひとりの行動の積み重ねが重要になります。

日本年金機構からのお知らせ

あなたの年金 簡単便利な「ねんきんネット」で

「ねんきんネット」の利用者登録を行う際は、
スマートフォンとマイナンバーカードをご用意ください！

お手元にご用意ください！

①マイナンバーカード



②数字4桁のパスワード

(例) 1 2 3 4

※マイナンバーカード受け取り時に設定した「利用者証明用電子証明書パスワード」

STEP 1 : マイナポータルの利用者登録

- ①マイナポータルのトップ画面右上のログインから「利用者登録」を選択。
- ②使用する端末から「スマートフォン」を選択し、マイナポータルアプリをダウンロード。
- ③「利用者登録/ログイン」を選択。
- ④ご自身で設定した数字4桁のパスワードを入力の上、スマートフォンの裏面にマイナンバーカードをかざして読み取る。
- ⑤画面の案内に従い入力・選択。
→マイナポータルの利用者登録及びログインが完了



STEP 2 : ねんきんネットの利用者登録

- ①マイナポータルにログインした状態で、トップ画面の「注目の情報」欄にある「年金記録・見込額を見る(ねんきんネット)」を選択。
- ②「連携に同意する」をチェックし、「ねんきんネットと連携」を選択。
- ③「メールアドレスの登録/変更」からメールアドレスを入力。
→ねんきんネットの利用者登録が完了

スマートフォンやパソコンで、
年金記録や年金見込額を手軽に確認することができます！

年金記録を 確認できる

ご自身の国民年金の記録やお勤めになられた会社の履歴、標準報酬月額、賞与額が確認できます。

将来の年金 見込額を試算できる

働きながら年金を受け取る場合や、年金の受給開始を遅らせる場合など様々な条件に合わせた試算ができます。

各種通知書が いつでも確認できる

年金振込通知書などの各種通知書が確認できます。
確定申告で使える一部の通知書は、電子データで受け取れます。

電子版 「ねんきん定期便」の閲覧

郵便でお送りする「ねんきん定期便」と年金記録を1カ月程度早く閲覧できます。ダウンロードも可能です。

ねんきんネットの操作にお困りの場合

- 詳しくは「ねんきんネット」で検索

ねんきんネット

検索



0570-058-555 (ナビダイヤル)

※050から始まる電話でおかけになる場合は、

☎ (東京) 03-6700-1144

< 受付時間 >

月～金曜日 … 午前8時30分～午後5時15分

※月曜日のみ午後7時まで

第2土曜日 … 午前9時30分～午後4時00分

※ 祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。



https://www.nenkin.go.jp/n_net

全国健康保険協会からのお知らせ

協会けんぽ

協会けんぽ広島支部
マスコットキャラクター
健康いろは



～協会けんぽ広島支部の加入者・事業主の皆さまへ～

協会けんぽ広島支部の保険料率は
令和5年3月分（4月納付分）
から変更されます

協会けんぽ広島支部
マスコットキャラクター
健康かえで



健康保険料率

令和5年2月分（3月納付分）まで

給与・賞与の **10.09%**



令和5年3月分（4月納付分）から

9.92%

介護保険料率

給与・賞与の **1.64%**



1.82%

◆40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。

※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。

<協会けんぽの財政状況について>

協会の財政状況は、加入事業所の8割が中小零細企業であることから、新型コロナウイルス感染症の影響をはじめ、景気変動の影響を受けやすい脆弱な構造にあります。また、医療費（支出）の伸びが賃金（収入）の伸びを上回る赤字構造であることに加えて、協会の支出の約4割を占める高齢者医療への拠出金が今後も増大していくことも踏まえると、楽観視できない状況です。

◆ 皆さまのご理解、ご協力をお願い申し上げます ◆

「生活習慣病予防健診」がさらにお得になります！

協会けんぽでは、35歳以上の被保険者（ご本人）様を対象に「生活習慣病予防健診」を実施しています。協会けんぽから補助があるお得な健診です。

お得ポイント！

令和5年4月から自己負担額が**もっと軽**くなります！

約2万円相当の一般健診について、協会けんぽの費用補助が約6割から今年度より約7割に変更されます！

一般健診の
自己負担額

令和4年度まで

（最高）

7,169円

1,887円

おトクに

令和5年4月から

（最高）

5,282円

詳しくは
こちら



※付加健診、乳がん検診、子宮頸がん検診等についても、自己負担が軽くなります。

◆ 年に一度、ぜひ生活習慣病予防健診をご利用ください ◆

《お問合せ先》

全国健康保険協会 広島支部
TEL：082-568-1011（平日8：30～17：15）

全国健康保険協会 広島支部
協会けんぽ

広島県社会保険労務士会

中小企業の
事業主の
みなさまへ

令和5年
4月1日から

月60時間を超える時間外労働の
割増賃金率が引き上げられます

大企業・中小企業ともに	1か月の時間外労働[1日8時間・1週40時間を超える労働時間]	
	60時間以下	60時間超
	25%	50%

◆割増賃金率の引き上げに合わせて、就業規則の変更が必要となる場合があります。詳細はお近くの社会保険労務士、広島労働局にお尋ねください。

“国家資格者の社労士が
解決します”

社労士会紛争解決センター

職場で起きた労使間のトラブルは、労働問題の専門家である社会保険労務士が運営する「社労士会労働紛争解決センター広島」が簡易、迅速、無料で解決します。

法務大臣認証・厚生労働大臣指定

社労士会労働紛争解決センター 広島



かいけつサポート

認証紛争解決サービス

受付
時間

月曜日から金曜日までの9:00~17:00まで
(12月29日~1月4日、祝日を除く)

労務士 あっせん

検索

お電話は 0570-064-794

ねんきんのご相談・手続きは

街角の年金相談センターをご利用ください。

予約の申し込みは「予約受付専用電話」へ 0570-05-4890

《予約受付時間》毎週月曜日~金曜日(祝日を除く) 8:30~17:15

街角の年金相談センター 広島

広島市中区橋本町10-10広島インテスビル1F

街角の年金相談センター 福山

福山市東桜町1-21エストパルク6F

社会保険協会からのお知らせ

当協会では、令和5年度も社会保険制度を正しくご理解していただくため、広報紙の発行、ホームページの充実、また制度や事務に関する講習会等を実施します。

4月は年度のスタートなので、当会事業の様々なご案内をお送りしています。その中で、会員特典として養成講座(基本的な社会保険事務手続きについて)やキャリアアップセミナー(もう少し広く詳しく学びます)の受講がありますので、是非、お申込みください。

なお、このお申込期限は5月19日(金)ですので、ご注意ください。

また、長年御愛読いただいています冊子「社会保険事務便覧」は、昨年度会費を納めていただきました会員事業所様に、今年度も5月中旬にお届けいたします。

少しでも皆様のお役に立てれば幸いです。

会費の納入につきましては、昨年度からコンビニ振込みとなりました。

令和5年度も、ご協力の程よろしくお願いたします。

